

外国人台帳制度に関する懇談会（第7回）議事概要

- 1 開催日時：平成20年9月22日（月）14：00～16：00
- 2 開催場所：総務省 8階 801会議室
- 3 出席委員：藤原座長、角委員、坂井委員、竹腰委員、中西委員、長岡委員、日高委員、細越委員、山脇委員、吉岡委員

4 主な議題：

- 不法滞在者への対応について
- 外国人台帳に記録する対象者について
- 出生・死亡届等の戸籍法上の届出を外国人台帳へ反映することについて
- 外国人台帳制度上の手続き及びその代理について など

5 議事の概要：

- ・ 不法滞在者については外国人台帳の対象外となるので、外国人台帳法（仮称）の公布から施行までの間に、不法滞在者に対して、法務省による出頭申告等の促進を行い、退去強制するか在留特別許可を与えるなどの手続きを行うことで、外国人台帳の記録対象者となる者を明確化していく必要があるのではないか。また、法務省・総務省が、新制度の周知、啓発を行うことで、円滑な制度移行を図る必要があるのではないか。
- ・ 日本で出生した外国人の子どもについては、住民票の写し等の発行や各種行政サービスの提供が必要となる場合が想定されることから、戸籍法に基づき届け出られた出生届をもとに外国人台帳に職権記載することとし、在留資格を取得する前から外国人台帳に記録する対象者としてはどうか。
- ・ 出生届を受理した場合、日本人の場合であれば、届書を本籍地の市町村に送付し、住所地の市町村に届出の内容を通知することになっている。一方、外国人の場合は、住所地の市町村に届出の内容を通知し、外国人台帳に反映することで、届出者の負担軽減を図ることが適当ではないか。
- ・ 外国人台帳制度上の届出や記載事項証明書等の交付の請求・申出については、住民基本台帳制度と同様に、届出等を行いやすくすることが、居住関係を公証するという制度趣旨に合致する点、また外国人の利便性の観点から、代理人・使者による手続きを認めることが適当ではないか。

（以上）